



1. 各種団体に対する補助金の 適正化・合理化について

(1) 補助金見直しの経緯

1. 各種団体に対する補助金の適正化・合理化について

～第5次行財政改革推進計画～

健全で持続可能な財政運営 ⇒ 補助金の適正化・合理化

- ①補助金の長期化 ⇒ 交付団体の自主的運営の阻害要因となっている可能性
- ②補助金の固定化 ⇒ 時代のニーズに適合しているかの検証
- ③交付対象経費が不透明 ⇒ 適正かつ効果的に運用するかの確認



- ・ 限りある財源の最適化を図る必要
- ・ 費用対効果の変遷など既存の補助金を検証・確認する必要

(2) 基本方針

1. 各種団体に対する補助金の適正化・合理化について

対象補助金：各種団体に対する市単独の運営費補助金

(運営費補助金：団体の運営支援のため、使途が限定的でない補助金)

- ①事業費の原則化⇒運営費補助の整理・振替をします
- ②補助対象経費の明確化⇒費目を明確に指定します
- ③補助率の見直し⇒1/2以内を目指します
- ④少額補助金⇒10万円以下補助金を目的・使途の明確な事業費補助へ切替
- ⑤事業費10%未満補助金⇒少額補助金と同様に対応します
- ⑥交付時限を有限に⇒原則3年以内に設定します
- ⑦団体の滞留資金の整理⇒是正状況により補助金の配分整理・減額をします

} R7.4~
実施済



財政課・担当課・団体との意見交換を通じて事業補助の見直しを進めます

（３）実施済みの取組

1. 各種団体に対する補助金の適正化・合理化について

①事業費補助の原則化、②補助対象経費の明確化

経費	内容
報償費	能力開発等の研修経費は対象可 講師、出演者、専門的知識または技術を有する者への謝礼
旅費	公共交通機関利用代、ガソリン代等 慰労・親睦的な旅行は対象外 視察・研修目的でも必要性を十分検討
消耗品費	用紙、文具、材料等の購入経費
食糧費	会議等のお茶代、研修講師の飲料等（弁当、食事代は対象外）
印刷製本費	チラシ、ポスター、パンフレット等の印刷代等
通信運搬費	チラシの郵便料、会場までの運搬料等
保険料	ボランティア保険、イベント保険等の保険料
委託料	専門的知識・技術を有する業者に外部委託した費用
使用料・賃借料	補助事業に係る会場等の使用料、機器類のレンタル料等
光熱水費・燃料費	事業費補助の管理経費は対象外
広告料	活動の目的等に合致するものは対象可
施設修繕料・補修費	事業費補助の管理経費は対象外
原材料費	
備品購入費	案内版や看板等、事業に直接関わる物品 活動に必要な最小の物品に限り対象可

・ 令和7年4月から各補助金の明確化のため、全33団体の内、28団体の補助金について、対象経費を交付要綱に定義しました。

・ 補助金の概算払い請求について、「交付する」⇒「交付することができる」に改正しました。

・ 負担金として支出が相当である補助金について整理しました。（2団体）

（例）※補助事業により一部改編あり

(4) 今後の見直し方針案

1. 各種団体に対する補助金の適正化・合理化について

③補助率の見直しについて

- ・ 検証により補助目的の達成のため1/2を超えて支出すべき事業は除きます。
- ・ 3年間の経過措置を行い原則1/2以下へ削減を提案します。
- ・ 令和8年度から激変緩和措置として、段階的に補助率を調整し、令和11年度までに適正な補助率を目指します。

(例)

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
補助金A	10/10				1/2
	8/8	7/8	6/8	5/8	4/8

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
補助金B	10/10	【 見直し整理期間 10/10継続】			1/2

(4) 今後の見直し方針案

1. 各種団体に対する補助金の適正化・合理化について

④少額補助金、⑤事業費10%未満補助金の見直しについて

少額補助金：10万円未満の補助金などは、効果が計りにくく、団体の運営により自主財源で賄える可能性があります。

事業費10%未満補助金：対事業費構成比が10%未満の補助は自主財源で対応できる可能性があると考えられます。

1) 事業費補助へ変換

補助対象となる具体的な事業を確認し、目的・用途を明確にした事業費補助へ切り替える検討をしていきます。

2) 効果検証のための指標の設定

行政の代行、補完としての機能を達成している指標や、補助により得られた効果を設定し、確認していきます。

(例) 実施件数、利用件数、普及率、実施率等



自立した継続的な活動への移行・転換の取組を支援します。 7

(4) 今後の見直し方針案

1. 各種団体に対する補助金の適正化・合理化について

(補足) 設定上の根拠

1/2を超える補助が必要な事業とは

公益性が高く、本来市が自ら負担し実施すべき事業です。補助金点検評価シートにより判断していきます。

1/2の設定について

- ・負担の公平性の担保

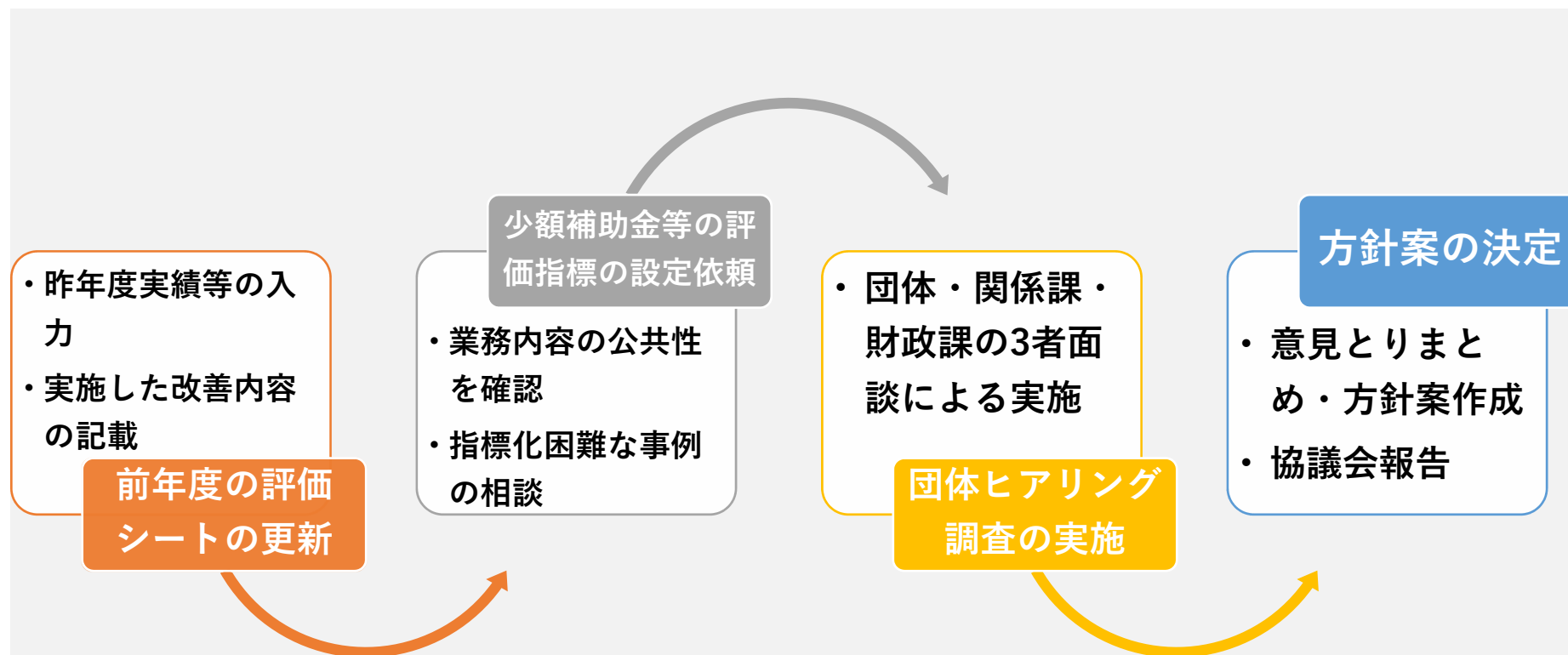
市が一定の費用を負担することで、事業者の活動を促進するとともに、1/2の分担を設定することで、市と事業者との公平な負担を確保するためです。

- ・責任の促進

補助金を受ける側が一定割合を負担することで、「責任ある使い方」を促すものであり、事業の成否に対する主体的な関与や責任意識をより求めることができます。

(5) 作業フロー

1. 各種団体に対する補助金の適正化・合理化について



各種団体の補助金について考え方を示し、問題意識を共有しながら、意見交換を通じて方針案を作成していきたいと考えます。